

入札説明書

平成30年10月3日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 発注者

青森県知事 三村 申吾

2 入札に付する事項

次の物品の供給に係る単価契約

※下記（1）アからエまでに掲げる品名ごとにそれぞれの入札とする。

（1）品名 PPC用紙（十和田地区）

ア PPC用紙 A4（1箱2,500枚入）

イ PPC用紙 A3（1箱1,500枚入）

ウ PPC用紙 B4（1箱2,500枚入）

エ PPC用紙 B5（1箱2,500枚入）

（2）規格

別紙仕様書のとおり

（3）予定数量

ア PPC用紙 A4（1箱2,500枚入）	5,400箱
イ PPC用紙 A3（1箱1,500枚入）	420箱
ウ PPC用紙 B4（1箱2,500枚入）	1,500箱
エ PPC用紙 B5（1箱2,500枚入）	60箱

（4）供給期間

平成30年12月1日から平成31年11月30日まで

（5）納入場所

原則として、上北地域県民局地域連携部、契約書案に添付している別表1の指定物品の納入機関一覧に表示している現地納品欄が①となっている機関及び別表2の発注機関一覧に表示している基本欄が①となっている公所等（基本調達範囲）とするが、それ以外の機関についても、契約者と協議の上、現地納品欄又は外欄の1を○で囲み、物品を納入する公所等を決定するものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成11年6月30日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 営業品目（D03事務用品又はK01パルプ・紙）が競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は2（1）に掲げる物品と同一の種類の商品について、過去5年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第3-1号及び第3-2号様式。以下「申請書」という。）を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書(第5号様式)により通知する。

ア 提出期限 平成30年10月12日（金） 17時00分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県出納局会計管理課物品調達グループ（青森県庁舎南棟1階）

ウ 提出部数 1部

4 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項等を示す場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。
- (2) 契約条項等を示す期間 平成30年10月3日から同月25日まで

5 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書(第1号様式)を原則として持参により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、青森県出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

- (1) 提出期限 平成30年10月11日(木) 12時00分
- (2) 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

6 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

- (1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。
- (2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 県が提示する参考品以外の物品(以下「同等品」という。)により入札書を提出する場合は、仕様書の規格を満たしていることが確認できる製造元発行の品質試験表等(原本に限る。)を添付(但し、仕様書の規格を満たしていることが、製造元のホームページ又はカタログで容易に確認できる場合、その写しを添付すれば、品質試験表等の添付を省略できる。)の上、同等品申請書(別紙)を原則として持参により提出し、県の承認を得なければならない。なお、申請結果は、別途、書面により通知する。

ア 提出期限 平成30年10月12日(金) 17時00分

イ 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

7 入札及び開札に関する事項

- (1) 日時 平成30年10月26日(金) 9時30分
- (2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県庁舎南棟1階 出納局会計管理課入札室
- (3) 入札保証金 免除する。
- (4) 入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ア) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(イ) 委任代理人が入札するときは、委任状(参考様式参照。既に有効な期間委任状を提出

している場合は、持参不要である。)

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書（第6条（B）を除く。）を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL（アドレス）から入手できる。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/buppin-bunsyo.html>

ウ 入札書には、別紙書式に次の事項を記載すること。なお、供給物品のうち、入札を希望しないものについては、入札金額欄に金額を記入しないこととする。

(ア) 入札年月日

(イ) あて名は、「青森県知事」とする。

(ウ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

(エ) 入札金額（1箱当たりの単価）

(オ) 品名

エ 入札金額の記載方法

入札金額は、小数点第2位まで記載することができる。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点第3位以下があるときは、これを切り捨てて小数点第2位までにした金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ 郵便により入札書を提出することは認めない。

カ 入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ 2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

ク 1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

(5) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者

のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 上記2(1)のアからエまでに掲げる品名ごとに、それぞれの予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 契約に関する事項

(1) 契約書(案)

別紙のとおり

(2) 契約保証金 免除する。

(3) 契約書の取り交わしの時期 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

(5) 上記2(1)アからエまでに掲げる各品名に係る各入札について、落札者が同一人となった場合は、当該落札者が同一人となった各品名に係る契約を1件の契約書にまとめて作成するものとする。

9 消費税及び地方消費税の税率改正等に係る取扱い

平成31年10月1日から引き上げられる消費税及び地方消費税の税率改正等に伴い、同日以降に納入される物品の契約単価については、次によるものとする。

(1) 平成31年10月1日から同年11月30日までの間における納入に係る物品の契約単価は、契約時の契約単価に108分の110を乗じて得た金額(当該金額に小数点第3位以下の端数があるときは、当該端数を切り捨てた金額)とする。

(2) 法令改正により、平成31年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率改正が延期等された場合、上記(1)の算出方法は適用しない。この場合において、同日から同年11月30日までの間における納入に係る契約単価は、契約時の金額とする。

10 問合せ先

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担当 主査 五十嵐 浩一

電話 017-734-9104

第1号様式

平成 年 月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

担当者氏名

連絡先

入札説明書等に関する質問書

公 告 日	平成30年10月3日
品 名	PPC用紙(十和田地区)
質 問 事 項	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

担当者氏名

連絡先

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

平成30年10月3日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 品名

PPC用紙（十和田地区）

2 業者番号及び等級格付

（業者番号： 、等級格付： ）

3 登録営業品目

4 申請日現在の指名停止措置の有無

有 ・ 無

5 誓約事項

次の各号について、誓約します。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- （2）同条第2項に規定する要件に該当していないこと。
- （3）県内に本店を有していること。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

- 2 青森県知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

第3-2号様式

納入実績証明書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

平成30年10月3日付けで公告した制限付き一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1 品名

PPC用紙（十和田地区）

2 過去5年間の納入実績（同等な類似品を含む。）

メーカー名	品名	規格	納入年度	納入先	納入数量	備考

3 添付書類

契約書（写）その他実績を確認することができる書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

殿

青森県出納局会計管理課長

制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

平成30年10月 日付で申請のあった制限付き一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

なお、入札参加資格を有すると通知された者は、入札日当日に、本通知書を持参してください。

記

1 品 名

PPC用紙（十和田地区）

2 入札参加資格の有無

有

無（理由 ）

※ 入札参加資格がないと通知を受けた者は、本通知書を受理した日から起算して2日以内（休日を除く。）に、入札参加資格がない理由について、説明を求めることができます。なお、その際には、説明を求める内容等を記載した書面を提出してください。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(別紙) 入札書書式

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

委任代理人

印

入 札 書

入札件名 P P C用紙 (十和田地区) に係る単価契約

(単価契約物品内訳)

(単位:円)

番号	品 名	規 格	参考品・その他	入札金額
D001	P P C用紙 A 4	仕様書のとおり (1箱 2,500 枚入)	三菱 PPC 用紙 RE-N・FSC 認証-MX 同等品と認められた製品 ()	
D002	P P C用紙 A 3	仕様書のとおり (1箱 1,500 枚入)	三菱 PPC 用紙 RE-N・FSC 認証-MX 同等品と認められた製品 ()	
D003	P P C用紙 B 4	仕様書のとおり (1箱 2,500 枚入)	三菱 PPC 用紙 RE-N・FSC 認証-MX 同等品と認められた製品 ()	
D004	P P C用紙 B 5	仕様書のとおり (1箱 2,500 枚入)	三菱 PPC 用紙 RE-N・FSC 認証-MX 同等品と認められた製品 ()	

(十和田地区)

(注意) 1 入札金額は、1箱当たりの単価とし、消費税及び地方消費税相当額を加算しない額を小数点第2位まで記載することができる。

2 入札を希望しない物品については入札金額欄に金額を記入しないこと。

3 参考品により入札を行う場合には、参考品・その他欄中、参考品を○で囲むこと。また、承認された同等品により入札を行う場合には、参考品・その他欄中、()内に承認された同等品のメーカー名及び型番を記入すること。

(同等品申請書)

平成30年10月 日

青森県出納局会計管理課長 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
(担当者氏名 印)

同 等 品 申 請 書

下記の物品について、同等品として認めてくださるよう、申請します。

番 号	名 称	参 考 品 メーカー・品番・規格等	同 等 品 メーカー・品番・規格等

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2 同等品の申請をする場合に提出する。

3 同等品として申請する物品の製造元発行の品質試験表等(原本に限る。)を添付する。(但し、仕様書の規格を満たしていることが、製造元のホームページ又はカタログで容易に確認できる場合、その写しを添付すれば、品質試験表等の添付を省略できる。)

4 代表者の印を押印する。

(参考様式)

委 任 状

平成30年10月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所
商号又は名称
職氏名

代理人使用印鑑

記

入札件名 P P C用紙（十和田地区）に係る単価契約

入札期日 平成30年10月26日（金）

入札場所 青森県庁舎南棟1階 出納局会計管理課入札室

物品供給契約書

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青森県

上記当事者間において、物品供給のため、次のとおり契約を締結した。

(供給物品及び単価)

第1条 受注者は、次表に掲げる指定物品又は指定単価物品（以下「供給物品」という。）をその品名に応じ同表単価欄に定める単価で発注者に供給し、発注者は、その供給を受けることを約した。

物品調達コード	品名	規格	単位	単価	摘要
	別紙のとおり				

2 前項の規定にかかわらず、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率改正が施行されたときは、同日から同年11月30日までの間における納入に係る供給物品の単価は、同項の規定による単価の金額に108分の110を乗じて得た金額（当該金額に小数点第3位以下の端数が生じた場合にあっては、当該端数を切り捨てて小数点第2位までにした金額）とする。

(供給期間)

第2条 供給期間は、平成30年12月1日から平成31年11月30日までとする。

(供給物品の納入)

第3条 受注者は、供給物品が指定物品の場合にあっては、別表1に定める調達機関から発せられる物品納入管理票により供給物品を納入しなければならない。

2 受注者は、供給物品が指定単価物品の場合にあっては、別表2に定める発注機関から発せられる物品発注書・納品書（別紙様式）に基づき、合意した納入期限までに指定された納入場所に、当該物品発注書・納品書を添えて供給物品を納入しなければならない。

3 受注者は、供給物品を納入しようとするときは、原則として、その日時を発注機関に通知しなければならない。

(検査)

第4条 発注者は、供給物品の納入の都度、その納入場所において、受注者の立会いの上、供給物品の検査を行うものとする。

2 前項の検査に合格しなかった場合は、受注者は、納入しようとした物品を引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

3 前2項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 供給物品の所有権は、前条の検査に合格した時、発注者に移転するものとする。

(代金の支払)

第6条 受注者は、納入した供給物品の代金を、供給物品を納入した日から10日以内に、請求書により発注者に請求するものとする。

2 受注者は、前項の請求書の請求額を計算するときにおいて、第1条に定める品名ごとの単価に数量を乗じて得た額について円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 発注者は、第1項の請求書を受領した日から起算して15日以内に当該請求に係る代金を支払うものとする。

(単価の変更)

第7条 受注者又は発注者は、この契約締結後に予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化又は物価水準の変動により単価が著しく不相当となったと認めるときは、相手方に対して単価の変更を請求することができる。

(契約の解除)

第8条 発注者は、受注者がこの契約の規定に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害が生じても、発注者は、その損害を賠償する責めを負わないものとする。

(違約金)

第9条 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、契約解除の時点における受注者の不履行分に係る代金の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収する。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の違約金を、未払いの代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

(損害賠償)

第10条 発注者は、第8条の規定によりこの契約を解除した場合において前条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、当該違約金のほか、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第11条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(協議事項)

第12条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

受注者

発注者 青森県知事 三 村 申 吾

物 品 発 注 書 ・ 納 品 書					
受 注 者		様			
発 注 物 品 内 訳					
物品調達コード	名 称	数 量	単 価	金 額	備 考
発 注 金 額		円			
納入予定月日		納入場所			
発 注	上記のとおり発注します。			責 任 者	担 当 者
	年 月 日			発 注	
	発注機関 青森県○○○○○○○			要 求	
TEL:	FAX:				
納 品	上記のとおり納品します。				
	年 月 日 受注者				
TEL:	FAX:				
発注書受領記録	検 査	納品書受領記録	供用物品受領記録		
	①		①		
	②				

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。
- 2 県の機関が納品書として本書を受け取ったときは、納品書受領記録欄に收受日付印を押印する。
- 3 地域県民局以外の公所においては、要求に係る決裁欄は使用せずに斜線を表示することができる。

別記

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

別表 1

十和田地区

指定物品に係る調達機関（上北地域県民局 地域連携部）

指定物品の納入機関一覧

指定物品の納入場所は、特に指定のない場合、調達機関とする。

ただし、協議により以下の機関を納入場所に指定することがある。

依頼機関名	下部機関等名	入居庁舎	住 所	現地納品
上北地域県民局 地域健康福祉部	保健総室		十和田市西二番町 1 0 - 1 5	①
	福祉こども総室	七戸庁舎	七戸町蛇坂 5 5 - 1	①
上北地域県民局 地域農林水産部		農村整備庁舎	十和田市西二番町 1 0 - 2 1	①
	十和田家畜保健衛生所		十和田市西十二番町 1 9 - 2 3	①
上北地域県民局 地域整備部	むつ小川原港管理所		六ヶ所村倉内笹崎 5 2 1 - 2	1
上北教育事務所		七戸庁舎	七戸町蛇坂 5 5 - 1	①

※上記調達機関から発注される物品を指定物品という。

別表 2

十和田地区

発注機関一覧

公所等名	下部機関等名	入居庁舎	住 所	基本	外
青森県原子力センター			六ヶ所村倉内笹崎 4 0 0 - 1		1
十和田食肉衛生検査所			十和田市三本木野崎 1 - 1 3	①	
青森県営農大大学校			七戸町大沢 4 8 - 8		1
青森県立野辺地高等学校			野辺地町松ノ木 1 0 6 - 1		1
青森県立七戸高等学校			七戸町館野 4 7 - 3 1		1
青森県立六戸高等学校			六戸町犬落瀬坪毛沢 2 5 - 1 6 3		1
青森県立六ヶ所高等学校			六ヶ所村倉内笹崎 3 0 5		1
青森県立三本木高等学校			十和田市西六番町 7 - 1	①	
青森県立百石高等学校			おいらせ町苗平谷地 4 6		1
青森県立十和田西高等学校			十和田市沢田下洗 5 3 - 3		1
青森県立三沢高等学校			三沢市松園町 1 - 1		1
青森県立三本木農業高等学校			十和田市相坂高清水 7 8 - 9 2	①	
青森県立十和田工業高等学校			十和田市三本木下平 2 1 5 - 1	①	
青森県立三沢商業高等学校			三沢市春日台 2 - 1 5 4		1
青森県立七戸養護学校			七戸町蛇坂 5 7 - 3 1		1
十和田警察署			十和田市西六番町 1 - 4 1	①	
三沢警察署			三沢市平畑 1 - 1 - 3 8		1
野辺地警察署			野辺地町新町裏 1 - 1		1
七戸警察署			七戸町大沢 5 7 - 4 9		1

※上記公所等から発注される物品を指定単価物品という。

(別紙)

仕 様 書

品名	規格	
	サイズ、入数	品質
P P C用紙	J I S規格 A 4 (1箱2,500枚入)	・ T目 (縦目) 用紙である。 ・ 坪量が64 g/m ² 以上68 g/m ² 未満。 ・ p H値7.0～9.0の中性紙。 ・ 両面コピー対応品。 ・ 断裁方式がロータリーカット方式である。 ・ 紙粉の除去処理が行われている。 ・ 表裏に静電気防止加工が行われている。 ・ 白色度が70%程度である。 ・ 「平成30年度青森県環境物品等調達方針」に定める基準を満たしている。
	J I S規格 A 3 (1箱1,500枚入)	
	J I S規格 B 4 (1箱2,500枚入)	
	J I S規格 B 5 (1箱2,500枚入)	

参考：

「平成30年度青森県環境物品等調達方針」のURL

(<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/greenkonyu.html>)

参考品

三菱 PPC 用紙 RE-N・FSC 認証-MX

注) 参考品以外の製品で納入する場合は、同等品申請書を提出し承認を得ること。

本件P P C用紙は、P P C複写機 (モノクロ、カラー)、各種プリンタ (モノクロ、カラー)、軽印刷機、ファクシミリ等で使用するものであり、仕様を満たしていても、各種機器との相性により過去に紙詰まり等が多発した製品は認めない場合がある。

最終仕様書確認

